

医政総発0916第1号
平成27年9月16日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請に関する更なる周知等について（依頼）

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入院者の居所情報の登録手続に関する周知等については、平成27年8月10日付け
医政総発0810第1号（以下「平成27年8月10日付け通知」という。）にて協力依頼を行
ったところです。

今般、平成27年9月11日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」（世耕内
閣官房副長官主催）において、居所情報の登録手続の広報について、9月25日の申請期限
を控え、再度徹底していく必要があることが確認されました。

ついては、既にご対応いただいているところとは存じますが、上記の趣旨も踏まえつつ、
既に送付している「平成27年8月10日付け通知」を再度ご参照いただき、引き続き本件
に係る周知等へのご協力を賜りたいので、貴管下の医療機関及び関係団体等に対する周知方
よろしくをお願いします。

担当：

（長期入院者の居所情報登録について）

厚生労働省医政局総務課 小林、家田

03-3595-2189（直通）

kobayashi-maki@mhlw.go.jp

ieda-yuuya@mhlw.go.jp

（マイナンバー全般について）

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178

【全国共通ナビダイヤル】

9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）